

たん水管理（水張り）確認届出書

水田活用直接支払交付金の交付対象水田とするため、以下のほ場について、1ヶ月（31日間）以上、水張りを行います。

ほ場地番	作付面積 (畦畔除く)	たん水（水張り）期間
	m ²	開始日：令和 年 月 日 終了日：令和 年 月 日
	m ²	開始日：令和 年 月 日 終了日：令和 年 月 日
	m ²	開始日：令和 年 月 日 終了日：令和 年 月 日

【たん水管理（水張り）終了後に以下の書類を提出ください。（確認後チェックしてください）】

☐ たん水管理（水張り）台帳（様式2-1）

…水張り開始日と水張り終了後の写真を貼付したものを水張り終了後速やかに提出してください。

ほ場地番、面積、撮影日を記載した用紙（様式2-2）等を準備し、写真に写り込ませてください。

☐ 収量報告書（様式3）

…水張り終了後に作付けする作物（出荷する作物）の収量が確定してから31日以内に提出してください。

小城市農業再生協議会 様

農業者氏名

（代表者名）

住 所

連 絡 先

【留意事項】

1. 水深等の基準

・水稲作付けの場合と同等のたん水管理（水張り）を実施してください。

2. 水張りの時期、期間

・水張りの時期に具体的な時期の指定はありません。また、天水による一時的な湛水管理（水張り）ではなく、用水による水張り状態が持続される期間として、31日以上行う必要があります。

3. 部分的な水張りについて

・交付対象水田の水張りについては、一筆ごとに確認します。そのため、ほ場全体ではなく、部分的にたん水管理（水張り）をした場合は、水張りとは認められません。

4. 連作障害による収量低下について

・様式3で、連作障害による収量低下が発生していないことが、確認できる必要があります。

（職員チェック欄）

☐ 写しの返却